

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所 ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

経験や知識もなく、精神も未熟な過去の決断が誤っていたと思うことがあります。思う通りでない現実に直面した時です。それでも、その決断には意味があり正しかっただと思えるべきです。過去を消すことができない以上、現実を受け入れて全力で対処するしかありません。面倒なことでも、投げ出さず、楽な方へ逃げ込まず、ベストを尽くすことが過去の決断に意味を持たせる唯一の方法です。その積み重ねが精神を鍛えてくれます。

人は縁あって今の立場にいます。全てをチャンスと捉えましょう。

## 私の書棚より

○シンプルな答えの裏には、深い探求があります。マクドナルドやアップルなど使い勝手がよい商品・サービスの背後には、精緻な仕組みがあるのと似ています。

○科学的な合理性だけでは難問は解けません。やはり人がどんなことを考え、どう行動するのか、心理学が欠かせません。成功は、思考停止を招きます。

「大きく、しごとく、考え抜く」  
原田泳幸著 日本経済新聞出版社

## 税務アンテナ

□消費税の税率が、平成 26 年 4 月 1 日から 8 %、平成 27 年 10 月 1 日から 10 %に引き上げられます。

ただし、請負工事等は平成 25 年 9 月 30 日までに締結された場合には、引き渡し日が平成 26 年 4 月 1 日以降であっても 5 %、平成 27 年 3 月 31 日までに締結された場合には、引き渡し日が平成 27 年 10 月 1 日以降であっても 8 %の税率が適用されます。

また、家賃やリース料も平成 25 年 9 月 30 日までに締結された場合は、施行日以降も 5 %の税率が適用されます。なお、家賃については、貸付期間及び期間中の対価の額が定められていること、対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと、期間中にいつでも解約を申し入れできる旨の定めがないこと等が要件となります。

□人間ドックなどの健康診断の費用は、医療費控除の対象にはなりません。診断の結果、病気が発見され、治療を行うことになれば、人間ドックの費用も含めて医療費控除の対象となります。

また、健康維持や体調を整えるためのマッサージ代やハリ代は医療費控除の対象にはなりません。腰痛や膝痛などの症状を治すためのもので、鍼灸師等の専門家に支払ったものであれば、医療費控除の対象となります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 12月の税務スケジュール

10日	○ 11月分の源泉所得税の納付
31日	○ 10月決算法人の確定申告 ○ 25年4月決算法人の中間申告(予定申告) ○ 25年1月、4月、7月決算法人の消費税中間申告(年末年始につき1月4日)

31日	○ 12月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき28日)
-----	----------------------------------

今月の贈る言葉『リーダーとは希望を配る人のことを言う』 by ナポレオン